

境界問題でお困りの方へ

京都地方法務局と京都土地家屋調査士会ADR「京都境界問題解決支援センター」では、土地の境界問題に関する相談を無料でお受けし、相談内容に応じた制度等の説明や助言を行っています。



相談日時 毎月第4水曜日
午後2時から午後4時30分まで

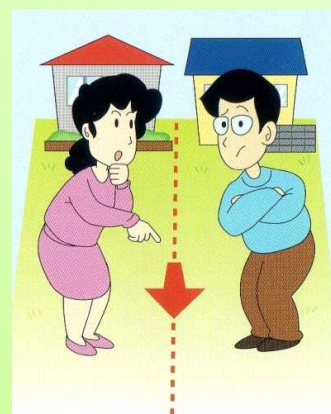
相談場所 京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197番地
京都地方法務局1階 地図整備・筆界特定室

相談時間 1件あたり1時間程度

相談員 法務局職員
認定土地家屋調査士

※認定土地家屋調査士とは

土地家屋調査士法第3条第1項第7号に規定
する業務を行うことができる土地家屋調査士



なお、相談は無料ですが、**予約制**となっておりますので、前週金曜日までに電話でご予約の上、相談にお越しくくださるようお願いいたします。

共催 京都地方法務局
京都境界問題解決支援センター
京都市

お問い合わせ先(予約先)

京都地方法務局 筆界特定室

☎075-231-0347

※予約受付時間 平日午前9時から午後5時まで